

外国人雇用管理士 正誤表

ページ	箇所	誤	正
5	棒グラフ 1990年30歳～ 59歳	1,475	4,177
5	棒グラフ 2016 年	2016年(平成29年)	2016年(平成28年)
6	③外国人雇用 管理指針の1 行目	厚生労働省	厚生労働省
7	4行目	2020年4月には	2019年4月には
7	7行目	、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示されたことを踏まえて、外国人雇用管理指針の改正が行われました。	、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示され、改正が行われました。
12	1行目	わが国に3ヶ月を超えて滞在する外国人には、活動内容に応じて	わが国に滞在する外国人には、活動内容に応じて
12	7行目	就労の制限がほとんどないのが特徴です。	就労の制限がないのが特徴です。
12	8行目	「資格外活動」は、留学生や、すでに日本に在留する外国人の家族が行う活動で、就労の制限はほとんどありませんが、週28時間(留学生が休暇期間中に従事する場合は週40時間)という制限があります。	「資格外活動」は、留学生や、すでに日本に「専門的・技術的分野の在留資格」で在留する外国人の家族などが行う活動で、就労内容の制限はほとんどありませんが、週28時間以内(留学生が学則で定められた長期休暇期間中に従事する場合は1日8時間以内)という制限があります。
12	12行目	「技能実習」は、ある特定の業種に従事するための在留資格で、それ以外の業種に就くことは認められません。	「技能実習」は、基本的には、法令であらかじめ定められた職種・作業に従事するための在留資格で、それ以外の職種・作業については、1年を超えて従事することは認められません。
12	14行目	「専門的・技術的分野の在留資格」は、あらかじめ法令によって定められた基準に合致する業務のみが認められるもので、一般的に高度な知識や技能を要求	「専門的・技術的分野の在留資格」は、一定程度以上の専門性がある業務のみが認められるもので、一般的に高度な知識や技能を要求する在留資格です。また、外国人就

外国人雇用管理士 正誤表

		する在留資格です。また、外国人就労者本人の学歴や職歴にも要件を設けており、審査が厳しい在留資格といえます(在留資格については、第6章でのより詳細な内容を学習します)。	労者本人の学歴や職歴にも要件を設けており、審査が厳しい在留資格といえます(在留資格については、第6章でより詳細な内容を学習します)。
13	1行目	「出入国管理および難民認定法」	「出入国管理及び難民認定法」
23	②外国人労働者の募集方法の3行目	労働者派遣や職業紹介事業者等の職業紹介事業者等からあつせんを受ける場合には、	労働者派遣や職業紹介事業者等からあつせんを受ける場合には、
24	③外国人労働者の採用の5行目	さらに労働時間についても一定の制限が求められている場合がありますので、	さらに労働時間についても一定の制限が課されている場合がありますので、
24	④外国人労働者の募集・採用時の配慮の10行目	その外国人労働者に対して当初明示した内容と変更後の内容とを比較対照することができる書面を交付する等、	その外国人労働者に対して当初明示した内容と変更後の内容とを比較対照することができる書面を交付し、
25	⑤法定帳簿等の作成の2行目	労働者名簿、および賃金台帳、出勤簿の3点	労働者名簿、賃金台帳および出勤簿の3点
26	2行目	労働保険は、日本人や外国人を問わず	労働保険は、日本人、外国人を問わず
27	(1)雇用保険の加入対象者の1行目	雇用保険の対象者も労災保険と同様に国籍は関係なく「1週間に20時間以上働く人」や「31日以上雇用見込みがある人」は、原則加入です。	雇用保険の対象者も労災保険と同様に国籍は関係なく、31日以上引き続き雇用されることが見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上である人は、原則加入です。
28	注釈行含め下から4行目	雇用県警	雇用関係
29	「労災保険」列の「出向労働者」の項目 下から2行目と「派遣労働者」の項目 2行目	対償労働者	対象労働者
29	「雇用保険」列の「派遣労働者」の項目 3行目	1週間所定労働時間が	1週間の所定労働時間が

外国人雇用管理士 正誤表

29	下から3行目	なお、64歳以上の高年労働者については、	なお、64歳以上の高年 年齢 労働者については、
30	上から1行目	外個人労働者	外国人労働者
30	上から2行目	雇用保険資格取得届	雇用保険 被保険者 資格取得届
31	①社会保険の適用(加入)対象になる事業所の3行目	漁業等の第一次産業を除く業種で労働者数が5人	漁業等の第一次産業 等 を除く法定16業種で労働者数が 常時 5人
31	表内	労働者5人以上／未満	労働者 常時 5人以上／未満
31	表内	非適用	任意適用
32	②社会保険の加入対象者の3行目	<p>であっても次の条件に当てはまる労働者は、社会保険の適用対象者になります。</p> <p>○労働時間 1日または1週間の所定労働時間が正規で働く労働者の4分の3以上。</p> <p>○労働日数 1カ月の所定労働日数が正規で働く労働者の4分の3以上。</p> <p>また、労働時間が正規雇用労働者の4分の3未満であっても、次の5つの条件を満たす場合には、社会保険の適用対象者となります。</p> <p>(1)週の所定労働時間が20時間以上 (2)勤務期間が1年以上見込まれること (3)月額賃金が8.8万円以上 (4)学生以外 (5)従業員501人以上の企業に勤務していること</p>	<p>であっても、1週間の所定労働時間および1月間の所定労働日数が正規で働く労働者の4分の3以上の労働者は、社会保険の適用対象者になります。</p> <p>また、所定労働時間・労働日数が正規雇用労働者の4分の3未満であっても、次の5つの条件を満たす場合には、社会保険の適用対象者となります。</p> <p>(1)週の所定労働時間が20時間以上 (2)勤務期間が1年以上見込まれること (3)月額賃金が8.8万円以上 (4)学生以外 (5)従業員501人以上の企業に勤務している又は従業員500人以下の企業に勤務して社会保険に加入することについて労使で合意されていること</p>
33	⑤外国人労働者の特例の2行目	ただし、短期間の在留で帰国をしたり、年金の受給要件を満たせずに加入したりする外国人労働者に対しては、年金保険料の払い戻しをする制度があります	ただし、短期間の在留で帰国し、年金の受給要件を満たせずに脱退したりする外国人労働者に対しては、年金保険料の一部の払い戻しをする制度があります(脱退一時金)。

外国人雇用管理士 正誤表

		(脱 退一時金)。また、その外国人労働者にも年金制度がある場合等では、日本の年金制度との二重加入を防ぐための制度(社会保障協定)も	また、その外国人労働者の 本国 にも年金制度がある場合等では、日本の年金制度との二重加入を防ぐ などの ための制度(社会保障協定)も
34	⑥外国人労働者に対する配慮の9行目	手続きが適切に行うことができる	手続きを適切に行うことができる
35	図内	通勤災害に対する給 餌	通勤災害に対する給 付
36	1 外国人の採用の手順の2行目	在留資格とは、その外国人がわが国で行うことができる活動を表します。たとえば学生の場合は「留学」、すでに他社で仕事をしていた方であれば「技術・人文知識・国際業務」といった	在留資格は、その外国人がわが国で行うことができる活動を表します。たとえば学生の場合は「留学」、すでに他社で仕事をしていた方であれば「技術・人文知識・国際業務」 など といった
37	2 日本に在留する外国人の採用時の注意点の2行目	まずその外国人が 所有 する	まずその外国人が 携帯 する
37	2 日本に在留する外国人の採用時の注意点の5行目	あらためて就労資格の取得の申請は必要ありません。しかしながら、エンジニアだった方が新しい会社では貿易業務を行うというように業務内容が変わる場合は、新しい会社でも現在その外国人労働者が 所有 する在留資格に合致しているかを確かめる申請を する 必要があります。この申請を「就労資格証明書交付申請」といいます。	原則として 、あらためて就労資格の取得の申請は必要ありません。しかしながら、エンジニアだった方が新しい会社では貿易業務を行うというように業務内容が変わる場合は、新しい会社での 業務 についても、現在その外国人労働者が有する在留資格に合致しているか や学歴・職歴などの要件を満たしているか を確かめる ための 申請をした方が よい ことがあります。この申請を「就労資格証明書交付申請」といいます。
37	表題	転職外国人労働者を採用する際に 必要となる 申請	転職外国人労働者を採用する際の 申請
37	表内	就労資格証明書交付申請	就労資格証明書交付申請を した方がよい 場合がある
38	6行目	各種 文章 を	各種 文書 を

外国人雇用管理士 正誤表

38	4 アルバイトの採用時の注意点の2行目	所有している在留資格が「留学」「家族滞在」「特定活動」の場合は、別途「資格外活動許可」を得ているかを確認します。資格外活動は、週に28時間を上限として、所有する在留資格以外の活動を認めるものです。	有している在留資格が「留学」「家族滞在」「特定活動」の場合は、別途「資格外活動許可」を得ているかを確認します。資格外活動許可は、原則として週に28時間を上限として、有する在留資格以外の活動を認めるものです。
38(表内)		在留資格を持つ外国人の配偶者、または親の扶養を受けて日本に居住する者	就労資格を有する外国人の配偶者、または就労資格を有する親の扶養を受けて日本に居住する者
38	表内	専門学校および大学を卒業し、就職活動を行っている者	専門学校又は大学を卒業し、就職活動を行っている者
38	下から4行目	資格外活動を取得しているかどうか	資格外活動許可を取得しているかどうか
39	2行目	現在所有している在留資格が「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のいずれかである場合、週28時間の制限はありません。	現在有している在留資格が「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のいずれかである場合又は入管特例法の特別永住者である場合は、週28時間の制限はありません。
40	採用後の届出の1行目	外国人労働者を採用した後は、日本人と同様にハローワークへその旨(むね)の届出を行います。加えて、事業所を管轄する出入国在留管理局に対して受入期間と外国人本人がそれぞれ届出をする義務があります。	外国人労働者を採用した後は、日本人と同様にハローワークへその旨(むね)の届出を行います。
40	項目	1 ハローワークへの届出	削除
40	1 ハローワークへの届出の1行目	外国人を雇用した事業主は、その旨(むね)をハローワークに届け出ることが義務付けられています。届出の対象は「外交」「公用」以外の在留資格を持つ外国人です。	外国人を雇用した事業主は、その旨(むね)をハローワークに届け出ることが義務付けられています。届出の対象は「外交」「公用」以外の在留資格を持つ外国人です。特別永住者も届出の対象となりません。
41	項目	2 出入国在留管理庁への届出	ページ全削除

外国人雇用管理士 正誤表

46	表内	④始業・終業の 時間 、所定労働時間を超える労働(早出・残業等)の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における 終業時 転換に関する事項	④始業・終業の 時刻 、所定労働時間を超える労働(早出・残業等)の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における 就業時 転換に関する事項
46	表内	⑨臨時に支払われる賃金、賞金、賞与等および最低賃 金 金額に関する事項	⑨臨時に支払われる賃金、賞金、賞与等および最低賃 金 額に関する事項
46	表内	⑮ 給食	⑮ 休職
53	下から2行目	労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければなりません。	労働させる必要がある場合を いい 、できる限り具体的に定めなければなりません。
54	上から4行目	それがあるものは認められません	削除
56	下から5行目	外出する 旨(むね) を所属長等へ報告させる程度であれば問題ありませんが	外出する こと を所属長等へ報告させる程度であれば問題ありませんが
72	在留資格に応じた労働条件の確保の1行目	外国人労働者が就労資格を取得するための申請には、労働条件を明示する雇用契約書や労働条件通知書の提出が必要となります。	外国人労働者が就労資格を取得するための申請には、 原則として 、労働条件を明示する雇用契約書や労働条件通知書の提出が必要となります。
72	① 技術の2行目	プログラマ	プログラマ ー
72	② 人文知識の2行目	経済学、社会学などの人文科学の分野に属する業務が該当します。該当する業務の例: 営業 、経理、マーケティング、 商品開発	経済学、社会学などの人文科学の分野に属する業務が該当します。該当する業務の例: 金融 、経理、マーケティング
73	5行目	契約社員や 委託社員 、派遣社員という雇用形態でも安定的・継続的に 日本に在留 することができると判断されれば、	契約社員や派遣社員という雇用形態でも、 該当する活動を 安定的・継続的に行えると判断されれば、
73	11行目	日本人が 同業種に従事する 場合と同等以上の報酬	日本人が 従事する場合に受ける報酬 と同等額以上の報酬
78	① 外国人労働者の安全衛生の確保の2行目	、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければ	、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならな

外国人雇用管理士 正誤表

		ならない。(安全衛生法第59条)」と規定されています。	い。)(労働安全衛生法第59条第1項)と規定されています。
79	③ 外国人労働者の健康確保の4行目	原則として「1年以上の継続雇用が見込まれる者」で「週の労働時間が正規雇用労働者の4分の3以上の者」を指します。	原則として1年以上の継続雇用が見込まれ、または1年以上継続雇用している場合であって、1週間の所定労働時間が常勤従業員の4分の3以上の者を指します。
80	⑤ 外国人労働者に対する配慮の1行目	安全衛生に関しては、	安全衛生に関しては、法令上は、
82	社会保障協定とは の5行目	、その国の年金制度に加入する必要があるため、加入資格を満たせずに	、その国の年金制度に加入する必要があるため、受給要件を満たせずに
83	表内	チェコ(※)	チェコ
84	表内	5円を超えると	5年を超えると
85	図内	協定相手国の実施機関に適用証明書の交付申請を 実施 。	協定相手国の実施機関に適用証明書を 交付申請する 。
85	図内	実施期間は適用証明書が 交付される	実施期間は適用証明書を 交付する
89	① 脱退一時金の2行目	しかし年金の受給資格(現在は10年)	しかし年金の受給要件(現在は10年)
90	④ 国民年金の脱退一時金の1行目	国民年金の脱退一時金の支給要件は「日本国籍を有しないこと」	国民年金の脱退一時金の支給要件は「第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)期間が、6月以上あること」「日本国籍を有しないこと」
97	帰国時の支援の4行目	外国人労働者には、それぞれ5年、	外国人労働者には、 基本的には それぞれ5年、
97	4行目	1年または3カ月のいずれかの	1年または3カ月等の
98	② 雇用保険の手続きの1行目	退職した日の翌日から10日以内に、ハローワークへ「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出する必要があります。	退職した日の翌日から10日以内に、ハローワークへ「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出する必要があります。 労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出(離職の届出)を兼ねることになります。
98	③ 住民税の手続きの1行目	退職月を含む月の翌月10日までに、	退職日を含む月の翌月10日までに、

外国人雇用管理士 正誤表

98	④ 出入国在留管理庁への提出	④ 出入国在留管理庁への提出 退職日から14日以内に、「中長期在留者の受け入れに関する届出」を提出する必要があります。	削除
98	⑤ 在留カードの返納手続き	⑤	④
98	一番下の行	沈滞している物件	賃借している物件
102	1行目	それぞれに対して	それぞれについて
102	5行目	「就労資格に基づく在留資格」	「活動類型に基づく在留資格」
102	上の表内	就労に基づく在留資格	活動類型に基づく在留資格
102	表題	就労可能な在留資格	削除
103-107	「区分」欄	就労に基づく在留資格	活動類型に基づく在留資格
104	「高度専門職」の「行うことができる活動」欄	内容を右に差し替え	<p>一 号</p> <p>高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p> <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する</p>

外国人雇用管理士 正誤表

		<p>事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>二号 前号に掲げる活動を行った者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項若しくは技能の項の下欄若しくは特定技能の項の下欄第二号に掲げ</p>
--	--	---

外国人雇用管理士 正誤表

			る活動(イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)
104	「高度専門職」の「在留期間」欄	5年	1号は5年 2号は無期限
107	「技能実習」の「行うことができる活動」欄	右に差し替え	<p>一号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定(技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)に係る業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動</p> <p>二号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独</p>

外国人雇用管理士 正誤表

			<p>型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>三号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p>
107	「技能実習」の「在留期間」欄	右に差し替え	<p>1号イロ 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間</p> <p>2号イロ又は3号イロ 2年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間</p>

外国人雇用管理士 正誤表

107	「特定活動」の「行うことができる活動」欄	右を追加	※就労が認められない「特定活動」もある。
107	「特定技能」の「行うことができる活動」欄	右に差し替え	<p>一号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動</p> <p>二号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動</p>
107	「特定技能」の「在留期間」欄	右に差し替え	<p>1号は、1年、6カ月または4カ月 2号は、3年、1年または6カ月</p>
107	表外	※風俗営業等の業務への従事を除く	削除
109	2行目	週28時間	週28時間以内
110	1行目	外国人への在留資格管理は、法務局の外局である	外国人の在留管理は、法務省の外局である
113	「出張所」欄	横浜市局	横浜支局
114	「出張所」欄	神戸市局	神戸支局
115	下から4行目	「在留資格認定証明書」の発行手続き	「在留資格認定証明書」の交付手続き
115	最後の行	出入国在留管理局局	出入国在留管理局

外国人雇用管理士 正誤表

116	12 行目	出入国在留管理局庁	出入国在留管理局
116	下から 7 行目	申請人の居住地	申請人の住居地
116	下から 3 行目	埼玉県に住所	埼玉県に住居地
116	最後の行	東京都に住所	東京都に住居地
117	4 行目	ハガキをもう一度出入国在留管理局に	ハガキを出入国在留管理局に
118	タイトル	在留資格の更新・変更	在留期間の更新
118	項目	1 在留資格の更新	1 在留期間の更新
118	下から 3 行目	ただちに帰国となってしまいますので	退去強制されることとなってしまいう可能性がありますので、
119	3 行目	在留期間更新申請	在留期間更新許可申請
119	5 行目	それをまた出入国在留管理局に	それを出入国在留管理局に
125	7 行目	事業主側の意思により	事業主側の一方的意思により
128	1 行目	解雇等の処分を行う場合には、就業規則に制裁事由とそれに対する制裁の種類・程度を記載する必要があります。 減給処分を実施する場合には	懲戒処分を行う場合には、就業規則に懲戒事由とそれに対する懲戒の種類・程度を記載する必要があります。 懲戒処分として減給を実施する場合には
129	項目	1 外国人が転職する際の注意点	削除
129	5 行目	ただちに帰国ということにはならず、在留カードに	ただちに帰国ということにはならず、就職活動を行っている限り、在留カードに
129	7 行目	日本に在留することができます	日本に在留することができる可能性があります
129	8 行目	外国人労働者には従事できる業務の制限が	外国人労働者には在留資格によって従事できる業務の制限が
129	8 行目	在留資格は、最初を取得したときの業種に対して許可されていますので、原則的に異なる業種に就職することはできません。通訳の仕事をしていた外国人が、未経験のままエンジニアに転職することはできません。	削除
129	下から 4 行目	日本人とは異なり業種の制限が課されます	日本人とは異なり従事できる業務の制限が課されます

外国人雇用管理士 正誤表

129	下から 3 行目	どのような業種で許可されているのかをしっかりと伝えてあげる	現在有している在留資格によって認められる活動内容などをしっかりと伝えてあげる
129	項目	2 転職外国人労働者を受け入れる際の注意点 同様に、・・・	内容含め全削除
132	項目	金品の 変換	金品の 返還
134	1 行目	取得した 在留資格の業務の範囲を	取得した 就労資格で認められる範囲を
134	3 行目	不法就労助長罪は外国人本人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。 不法就労助長罪は、以下の 3 つに該当する場合に適用されます。 1. 不法滞在者や退去強制者を就労させた場合 2. 就労許可を受けていない外国人を就労させた場合 3. 就労許可の範囲を超えて就労させた場合	削除
134	9 行目	3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金が課されます	3 年以下の懲役 もしくは 300 万円以下の罰金 に処せられ、または併科されます
135	1 行目	適法にわが国に在留する外国人は、在留カードを携帯する義務	適法にわが国に在留する 中長期在留 外国人は、在留カードを 常時 携帯する義務
135	4 行目	在留カードを確認しましょう	在留カード(特別永住者については特別永住者証明書)を確認しましょう
144	上から 3 行目	外国スタッフ	外国人スタッフ
146	上から 7 行目	<small>あたま</small> 頭を傾ける	<small>かしら</small> 頭を傾ける
168	1 行目	「短 図 期表滞」	「短期滞在」